



INDEX

組合見聞録

大正町市場協同組合

中央会だより

年度末決算に伴う事務手続き 01

通常総会開催のお知らせ／研修室料等変更のお知らせ／消費税窓口相談 03

組合いんふおめーしょん／保険料率変更のお知らせ 04

全国中央会活路開拓調査・実現化事業の公募 05

青年部情報雄飛 06

07

施策情報

省エネエネルギー設備導入補助金 09

飛耳長目 10

県内の景況動向(2015年2月) 13

大正町市場協同組合

理事長 田中 隆博 氏

歴史と文化の町「大正町」の活性化のために、
さまざまな取り組みを行っています。

<組合プロフィール>

所在地：高知県高岡郡中土佐町久礼 6370 番地 2
TEL / FAX : 0889-52-2060 / 0889-52-2060

組合員数：5名

従業員数：5名(パート、アルバイト含む)

設立：平成 25 年 3 月

主な事業：施設の設置・維持管理事業、共同受注・販売事業 等

「久礼大正町市場」は土佐の一本釣りで知られる鰹の町、中土佐町久礼の中心部に位置し、その日にとれた新鮮な魚介類、地元農家の育てた旬の野菜や果物、手作りの干物、揚げ物、焼き物などのお惣菜が並び、休日になると多くの観光客で賑わう商店街です。明治のなかごろから漁師のおかみさんが夫や息子の釣ってきた魚を地元の農産物と物々交換することから自然発生した市場が起源とされています。かつては「地蔵町」と言わっていましたが、大正時代に市場周辺一帯が火災により焼失し、大正天皇から町民へ復興費が寄付されたことにより現在に至っています。

人と食の集まる 「大正町市場」



当組合は、平成15年に任意組合「大正町市場空きスペース活用部」として結成されました。が通りに露店として出店していた漁師のおかみさんも減少し商店街に活気がなくなったことから、平成25年3月に当商店街のリニューアルにあわせ、隣接する商店街も含めた活性化を図るため、またこの町の文化を守るために法人化を決意しました。また当組合では、集客の核となる地場の魚が食べられる食堂を運営しており、商店街内の空き店舗を有効活用できると同時に組合の運営資金を確保することができます。

市場と地元の人をつなぐ 「百縁小鉢」

町民の台所としてにぎわっていた頃の当商店街は、農産物との物々交換が活発に行われていたこともあり、市場と地元の人との間に非常に強いつながりがあります。しかし時代が流れ、周辺に大型スーパーができたり、当商店街が観光地化したりだんだんと生活スタイルも変化し、地元

の市場離れが進んできました。そこで当組合では、にぎわいを取り戻すと同時に市場との距離が遠ざかった地元の人との交流を取り戻そうという思いで、全国商店街振興組合連合会の地域商店街活性化事業を活用して「百縁小鉢」というイベントを昨年3月から今年の2月までの毎月第4金曜日に開催しました。

このイベントは商店街の各店舗、また露店のおかみさんが100円で少量販売できる商品を用意し、オリジナルのシールを貼って販売するもので、シールを5枚集めると鰯のタタキ、七面鳥、地酒に久礼天など地元の特産品などが当たる福引を1回引くことができるようになりました。

イベント開催時の市場内では、多くの地元の方にお越しいただき、かつての大正町市場の姿が見ることができました。また回を重ねることに隣接する商店街の店舗にも参加、協力いただいたりと、地域全体が盛り上がるイベントとなりました。今回のイベントは終了しましたが、今後も継続して様々なイベントを実施していくことを考えていました。

漁村文化を後世へ継承



平成23年2月、当商店街を含む久礼の町

は、「久礼の港と漁師町の景観」として漁師町としては全国で初の国の重要文化的景観に選定されました。若者は都会へ出て、漁師の後継者は減り、町の高齢化が進んでいます。そこで昨年度に中央会の事業を活用して山口県萩市の道の駅「萩シーマート」の中澤さかな駅長をアドバイザーに招き、当商店街の活性化計画を策定しました。今回の活性化計画策定では当組合だけでなく、県や町などの行政機関、近隣の店铺の方にもワークショップや委員会に参加いただき、より実効性の高い計画づくりができたと考えています。幸運にも当商店

街は多くのメディアに取り上げられ、県内外から多くの観光客にお越しいただいております。また、高知市周辺に安価な回転寿司店が進出したことで、都市部の小さな子供にも抵抗なく魚が食べられる時代となっていました。消費税の増税やガソリン価格の値上げなど短期的には不安要素はあります。が、長期的にみるとこのように魚を食べる文化が広がっていくことは追い風になると思います。

将来的には観光地としての大正町市場と、町民の台所としての大正町市場がうまく融合し新しい漁師町の形をつくることで、地域の活性化が図れるとともに次世代にもより良い形で継承できていくものと感じています。今後は行政機関や近隣商店街とさらに連携を深め、昔ながらの文化を次世代に残していくことができるよう積極的に組合事業に取り組んでいく所存です。

組合HOT NEWS

浜ちゃん食堂 リニューアルしました!

当組合で運営する「市場のめし屋 浜ちゃん」をリニューアルしました。「浜ちゃん」では、中土佐町の名物であるかつおのどんぶりや定食などを食べられるほか、商店街内で購入した刺身やお惣菜を持ち込んで食べることができます。また、露店のおかみさんやお店で売られている干物などを購入して食堂の前においてある七輪で焼いて食べることもできます。

中土佐町へお越しの際は当商店街へお立ち寄りいただき、浜ちゃんでは是非、久礼の魚をご賞味ください。

[お問い合わせ] 市場のめし屋 浜ちゃん TEL/0889-52-2060



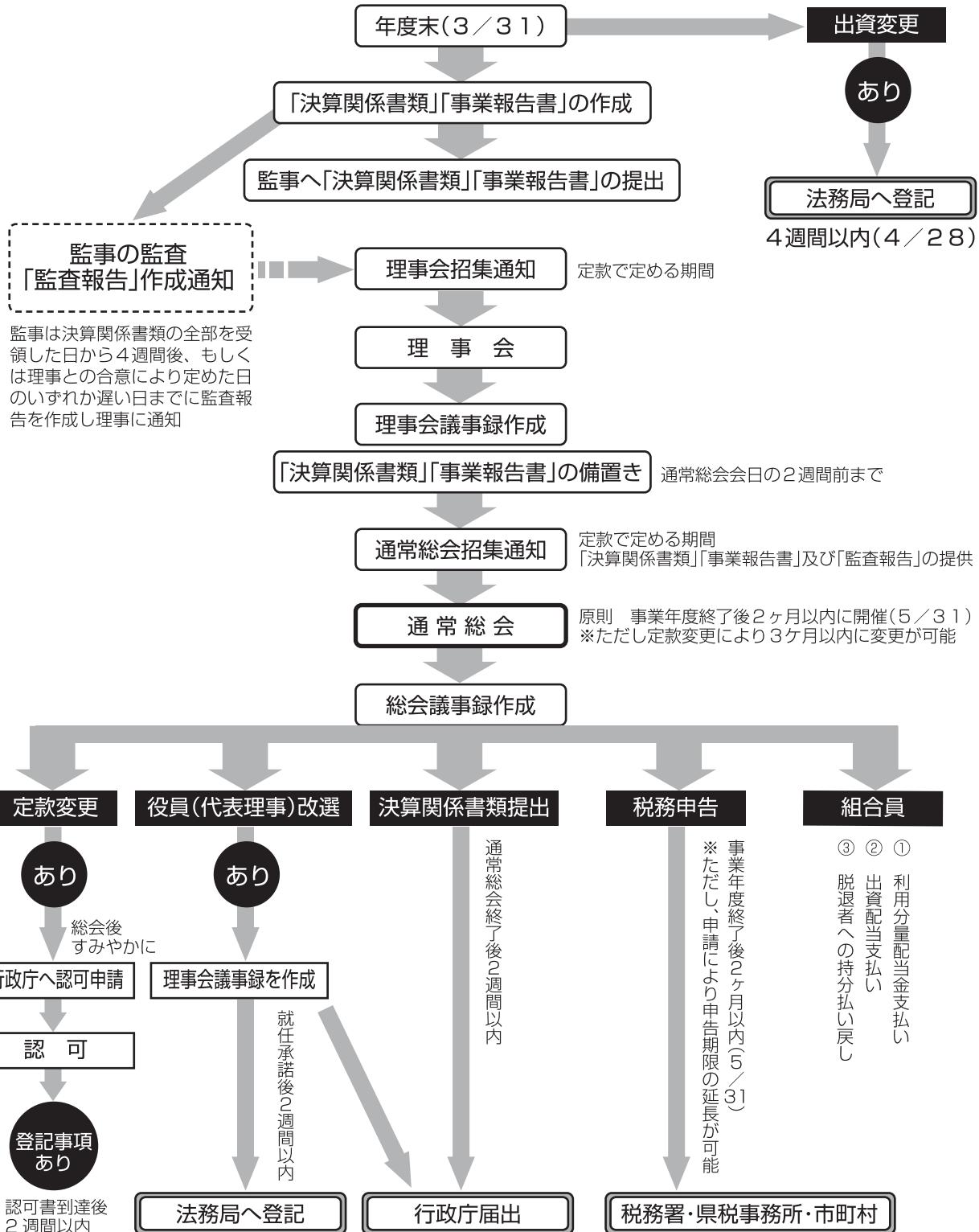


組合の年度末決算に伴う事務手続き



事業年度終了後における組合事務手続き処理は決算関係書類の作成に始まり、行政庁への書類届出や税務申告まで非常に煩雑となります。以下をご参考に適正な事務手続きを行って下さい。

組合決算期の事務手続きフロー(3月末決算例)



平成27年度 通常総会のお知らせ

本会の平成27年度通常総会を下記のとおり開催いたします。
会員の皆様におかれましては、時節柄ご多忙と存じますが、繰り合わせの上、
多数ご出席くださいますようお願い申し上げます。

◆日 時／平成27年6月12日(金)午後3時(予定)
◆場 所／「城西館」高知市上町2-5-34

※追って皆様には正式な案内文書を送付いたします。

中央会研修室の利用料等変更に関するお知らせ

本会は、平成27年4月1日開始の事業年度より、消費税の課税事業者となることに伴い、会員組合の皆様方にご利用いただいております、研修室の利用料を下記の通り変更させていただくこととなりました。

平成27年4月1日からのご利用分について、新料金となりますので、何卒、ご理解をいただきますとともに引き続きのご利用をよろしくお願い申し上げます。

【現 行】		【変更後】	
全 日	半 日	全 日	半 日
9時～17時	9時～12時 13時～17時	9時～17時	9時～12時 13時～17時
4,000円	2,000円	6,000円	3,000円

※上記金額に対して、消費税相当額を別途申し受けます。

また、へんしも情報の暑中・年頭広告料につきましても、消費税相当額を別途申し受けることとなりますので、併せてご理解を下さいますようお願いいたします。尚、ご不明の点等ございましたら、本会総務部までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先>
高知県中小企業団体中央会 総務部
TEL 088-845-8870

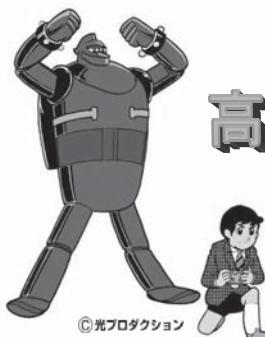
消費税引上げ後の課題等に関する相談窓口・専門家派遣をご活用下さい！

本会では、昨年4月からの消費税率引上げを受けて、中小企業組合等における消費税に係る会計処理をはじめ、消費税価格転嫁等の諸課題に関する相談を受ける窓口を設置し、本会指導員が常時相談に対応するほか、原則毎週水曜日に税理士による助言を致します。また、皆様のもとに専門家を派遣して相談に応じることも可能ですので、お気軽にご活用下さい。当窓口ではカルテル組成に関する相談も受けております。

無料

【相談員】 川越税理士事務所 所長 川越宏一氏

<お問い合わせ先>高知県中小企業団体中央会 連携推進部 古谷・曾我部
TEL 088-845-8870 E-mail info@kbiz.or.jp



信用保証で
高知の中小企業を
応援します

高知県信用保証協会

高知県信用保証協会



.com
BANK

あなたと未来を創る
金融機関から「金融サービス企業」へ…
真にお客様から信頼され、
お客様に有益な商品・サービスが
提供できるよう全役職員が
「意をひとつ」にして
取り組んでいます。



〒780-0822 高知市はりまや町2丁目4番4号
TEL (088) 882-2525(代) FAX (088) 882-1115

ドットコムバンク

検索

組合いんふおめーしょん

高知龍馬マラソン完走記念タオル等を販売

—高知県スポーツ用品小売商協同組合—

高知県スポーツ用品小売商協同組合(美馬義一理事長)では、2月15日に開催された「第3回高知龍馬マラソン」の参加ランナーに記念となるスポーツタオル等の販売を行いました。

前日受付の会場となった高知市中央公園付近と、開催当日はフィニッシュ会場の県立春野総合運動公園に出店ブースを設置し、完走ランナーに記念となる走行タイムと名前の刺繡入れサービスが付いた各種スポーツタオルをはじめ、Tシャツ・グッズ・サプリメントなどを販売しました。会場では、完走ランナーや応援・観戦者など多くの人出の中、当組合出店ブースにも記念品を買い求める多くのランナーが並び賑わっていました。



地域と連携した防災イベントを開催しました!

—中村地区建設協同組合—

中村地区建設協同組合(植田英久理事長)では、2月14日に本会助成事業を活用して、黒潮町立三浦小学校及び黒潮町の出口地区・田野浦地区と協働で防災炊き出しイベント「かまどベンチで鍋パーティー」を開催しました。このイベントは、建設業の魅力を発信するとともに子供たちに建設業に親しんでもらうことを目的として開催されたもので、当日は、児童や地区住民、組合関係者など約120名が参加して会場は大いに盛り上りました。炊き出し訓練を軸として、組合から防災ミニ講座や手のひら防災グッズのワークショップ、建設機械の体験乗車といったイベントが提供されたほか、災害時にかまどとして使えるベンチの製作・寄贈も行われ、子供たちや地域住民に建設業の魅力や地域防災力としての必要性等を伝えることができました。



“組合いんふおめーしょん”的コーナーを組合活動のPR、イベントなどの告知にぜひご活用下さい！
掲載は無料です。本会までどしどし情報をお寄せ下さい。

全国健康保険協会高知支部からのお知らせ

平成27年度の保険料率は4月分(5月納付分)から改定されます

高知支部の健康保険料率は0.01%上がり10.05%に、介護保険料率(全国一律)は0.14%下がり1.58%に改定されます。また、衆議院の解散で政府予算案の閣議決定が遅れたことから、保険料率の改定時期が例年より1ヶ月遅れて本年4月分(5月納付分)からの適用となります。加入者・事業主の皆さんには、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

協会けんぽの支出の約6割を占める加入者の皆さまの医療費等は、医療の高度化等により年々増加する傾向にあります。一方、保険料収入の基礎である賃金の伸びは低く、医療費の伸びに追いついていません。

協会けんぽは、これからも保険者機能を高めた事業に取り組み、保険料率の上昇を抑制するための努力を続けてまいります。加入者・事業主の皆さんにも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

健康保険料率	現行 10.04%	→	平成27年4月分(5月納付分)から 10.05%
介護保険料率	現行 1.72%	→	平成27年4月分(5月納付分)から 1.58%



全国健康保険協会 高知支部
協会けんぽ

〒780-8501

高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル

Tel 088-820-6010

平成27年度 「中小企業活路開拓調査・実現化事業」公募締切迫る!

— 全国中小企業団体中央会 —

全国中小企業団体中央会では、平成27年度中小企業活路開拓調査・実現化事業の公募を行っています。本事業では、環境変化等に対応するため、単独では解決困難な諸テーマ(新たな活路開拓・付加価値の創造、既存事業分野の活力向上・新陳代謝、情報化の促進、技術・技能の継承、海外展開戦略、各種リスク対策等)について、中小企業が連携して改善・解決を目指すプロジェクトを支援します。

公募締切は4月16日(木)となっておりますが、締切前であっても予算枠に達した時点で公募を終了する場合がありますので、お早めにお申込みください。

1. 補助事業の概要

(1) 中小企業組合等活路開拓事業

- ①事業の概要 中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、中小企業組合等が行うこれを改善するための取組みに対して支援を行います。
- ②補助金額 補助対象経費総額の10分の6以内であって、11,588千円を上限とし、1,000千円を下限とします。ただし、「展示会等出展事業」については、1,200千円を上限とします。

(2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

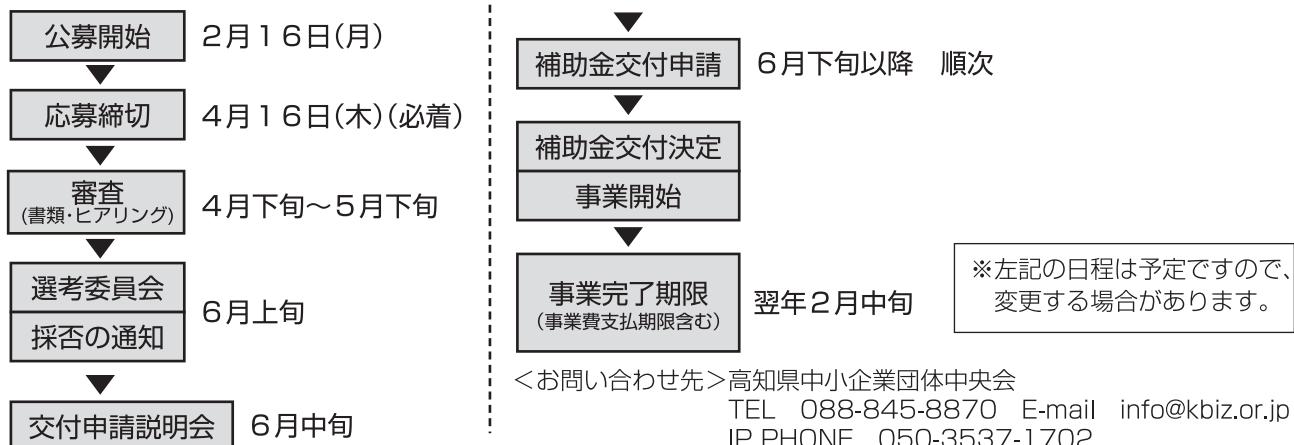
- ①事業の概要 IT活用による経営革新を推進するため、組合と組合員を結ぶ情報ネットワークの構築や業務用アプリケーションシステムの導入、ITを導入したビジネスモデルの確立など、中小企業組合等が実施する情報ネットワークシステムの開発事業に対して支援を行います。
- ②補助金額 補助対象経費総額の10分の6以内であって、11,588千円を上限とし、1,000千円を下限とします。

2. 補助対象となる組合等

(1) 組合等の種類(いずれも連合会を含む)

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合、技術研究組合、水産加工業協同組合、一般社団法人、中小企業者が共同出資する会社組織、有限責任事業組合、任意グループ、農業協同組合、農事組合法人、漁業協同組合、森林組合

3. 公募スケジュール及び事業期間



新型定期預金 マイハーベスト

1年・2年・3年 固定金利・半年複利



人を思う。未来を思う。

商工中金

高知支店 088-822-4481

〒780-0870 高知市本町4-2-46
●ザ クラウンパレス新阪急高知並び



青年部活性化セミナー (新年交流会)を開催

高知県中小企業青年中央会(永野正将会長)では、去る1月30日(金)午後4時よりホテル高砂において、青年部活性化セミナーを開催しました。

本セミナーは、現在の厳しい経済情勢の下で中小企業が生き残っていくために重要な「財務経営力の強化」を通じ、今一度会計の重要性と自社の“企業経営”を見直すキッカケとしていただくことを目的に開催。講師として株式会社P.D.C.Aマネジメント・代表取締役・中嶋司氏をお招きし、「若手経営者のための財務経営力強化セミナー」と題してご講義頂きました。

セミナーでは、企業経営者や後継者が理解しておくべき「中小企業の会計」について、その意義や必要性、また決算関係書類から自社の経営状況を判断するコツ等について説明が行われました。このほか金融機関が行っている「企業格付け」の基準や意味、債権者区分による対応の変化についても説明が行われ、当日参加した青年部員等40名は熱心に聞き入っていました。

また、セミナー終了後には懇親会も開催し、参加者間の交流親睦を一層深めることができました。



四国ブロック会長会議へ出席

去る2月5日(木)、愛媛県松山市にて開催された四国ブロック中小企業青年中央会会長会議に出席しました。

会には四国各県より青年中央会会長、役員及び事務局が出席したほか、全国中小企業青年中央会より佐藤会長、谷岡副会長、伊藤理事にも参加頂き、はじめに全国中小企業青年中央会役員会の協議内容について報告が行われました。

続いて四国ブロック青年中央会の今後の活動方針や役員の選出方法、また次年度の通常総会開催等について協議が行われ、参加者より様々な質問や意見交換がなされました。

会議終了後には懇親会も開催され、各県参加者との情報交換や懇親を深めることができました。



親睦ゴルフコンペを開催

去る3月7日(土)にレクリエーション事業の一環として、今年度も恒例の「親睦ゴルフコンペ」を香美市土佐山田町「土佐山田ゴルフ俱楽部」にて開催しました。

当日は総勢19名(5組)が参加。あいにく小雨の降る中でのプレイとなりましたが、参加者らは談笑を交えた和気あいあいの雰囲気のもとで日頃の練習成果を競い合いました。

なお、上位成績者は、

優 勝:高橋 努 氏(事業協同組合高知総合輸送センター青年部会)

準優勝:安宅弘明 氏(高知市管工事設備業協同組合若葉会)

第3位:谷山 正 氏(事業協同組合高知総合輸送センター青年部会)

ベスグロ:中嶋司 氏 でした。

またコンペ終了後には表彰式を兼ねた懇親会を開催し、参加者一同、和やかな雰囲気のもと親睦・交流を深めていました。



組合定款に青年部の明記を!

中小企業組合における青年部の必要性や活動内容を重視し、対外的な信頼を高めるため、組合定款に「青年部」の規定を明記していただきますようお願いいたします。

組合定款への青年部の規定は、優良組合青年部表彰等の選定基準の一つであり、近年活発な活動を行っている優良青年部でありながら表彰の対象から外れるケースも見受けられます。

※組合の定款変更は、総会において決議(「特別議決」のため出席者の2/3以上の賛成が必要)した後、所管行政府の認可を受ける必要があります。

定款変更にあたっての諸手続きに関しては、青年中央会事務局までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

<高知県中小企業青年中央会>担当:曾我部

TEL 088-845-8870 E-mail sogabe@kbiz.or.jp



MS&AD 三井住友海上

わたしのゴールキーパー

三井住友海上の



「ルマの保険



「まじめの保険



「ケガの保険

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2 www.ms-ins.com

地域工場・中小企業等の省エネエネルギー設備導入補助金公募のお知らせ

地域の工場・オフィス・店舗等の省エネに役立つ設備の導入等を支援します。

①最新モデル省エネエネルギー機器等導入支援事業【A類型】

- 対象 最新モデルかつ旧モデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等
- 補助率 1/3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内)
- 補助金額 上限:1事業者あたり1.5億円 下限:50万円
- 補助対象経費 補助対象機器等の購入費
- 公募期間 平成27年3月16日(月)～12月11日(金)16:00必着

- 申込先・お問い合わせ先
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
TEL:0570-001-290



②地域工場・オフィス・店舗等省エネエネルギー設備導入補助金【B類型】

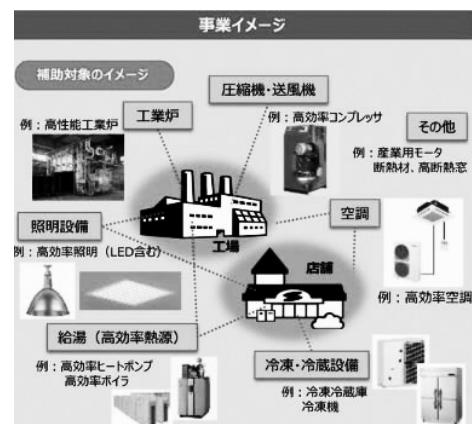
- 対象 工場・事業場等における既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等により、一定以上の省エネ効果等が確認できること
- 補助率 1/3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は1/2以内)
※エネマネ事業者を活用する場合は1/3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は2/3以内)
- 補助金額 上限:1事業者あたり50億円 下限:100万円
- 補助対象経費 設計費、設備費、工事費等
- 公募期間 平成27年3月16日(月)～4月15日(水)17:00必着

- 申込先・お問い合わせ先
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ
TEL:03-5565-4950

※同一事業所において【A類型】【B類型】両事業への申請は不可

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

webサイト <http://sii.or.jp/>



平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金のお知らせ

現在公募中の表記補助金につきまして、応募締切・提出は下記の通りです。ご留意ください。

●応募締切

平成27年5月8日(金)(当日消印有効)

●提出方法

申請は電子申請、又は高知県地域事務局宛に郵送にて

※公募要領、申請書等は本会ホームページ (<http://www.kbiz.or.jp/>) から入手できます。

【お申込み・お問い合わせ先】

高知県地域事務局 高知県中小企業団体中央会
ものづくり補助金事業推進室

TEL:088-845-6222(連携支援部TEL:088-845-8870)
FAX:088-845-8010 E-mail:info@kbiz.or.jp

飛耳長目

労働紛争を 未然に防ぐコツ



には、景気低迷による経営環境の悪化やインターネットの普及による（無責任な）情報の氾濫が影響しているように感じられます。この個別紛争を解決するため、平成13年に個別労働紛争解決促進法が制定され、紛争調整委員会によるあっせん等が制度化され、裁判に至らずともより迅速に解決できる方法が整備されました。しかし、一旦紛争になってしまったら、その解決は容易ではなく、時間・金・心身を大きく消耗し当事者は疲れきってしまいます。

つまり、労使共にもつともな言い分があり致命的な瑕癖はなく、コミュニケーション不足が原因であることが多いようです。要するに法律に違反をしていなくても、誰でも労働紛争の当事者になる可能性があるということなのです。では、労働紛争を未然に防ぐにはどうすれば良いのでしょうか？ そのポイントを説明していきます。

◇採用時に厳選する

自社に合う人材を採用することができれば、労働紛争発生の可能性は大きく低下します。しかしながら、多くの企業では求人票に見栄えの良い条件を掲げ、面接時に気になる点があつても「まあ、何とかなるだろ」と大胆に採用するケースが多く見受けられます。なかには5分そこそこの面接で安易に決めてしまうケースも少なくあります。なかなか応募がないからと妥協するのではなく、自社の求める人材を厳選することが大切なことです。

●履歴書で仕事に対する姿勢と本気度を探りましょう。
真剣に書いた履歴書に誤字脱字や書き抜かりがあろうはずがありません。また、過去の転職歴が気になる時は、本人に直接聞き見極めることも重要です。

●面接時に自社に合う人材かどうか？

良好なコミュニケーションが取れる人材かどうかを徹底的に探りましょう。（職業安定法の個人情報収集違反とならぬよう十分な配慮が必要です。）私が採用面談をする際は、少なくとも2回は面談することにしています。

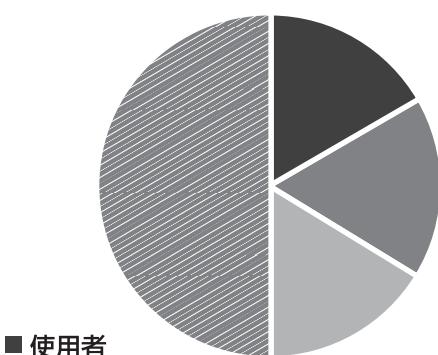


前中博雄 氏
前中社労士事務所 所長
特定社会保険労務士・産業カウンセラー

◇はじめに

企業を経営し発展させていくためには「人を雇う」ということが必要不可欠です。その雇った人と企業、雇った人と経営者または雇った人同士において発生する種々の紛争を総称して労働紛争と呼びます。この労働紛争には幾つかの種類があり、ストライキ等の労働組合がかかる紛争を団体紛争、解雇や給与等の様に使用者と労働者の個別的な関係での紛争を個別紛争と呼びます。ひと昔前まで我が国においては団体紛争が大半を占めていましたが、現在は個別紛争の比重が非常に高まっています。この個別紛争の増加

労働紛争の原因(私見)



- 使用者
- 労働者
- 労使共
- 感情のもつれ

●面接時に自社に合う人材かどうか？

良好なコミュニケーションが取れる人材かどうかを徹底的に探りましょう。（職業安定法の個人情報収集違反とならぬよう十分な配慮が必要です。）私が採用面談をする際は、少なくとも2回は面談することにしています。

● 性格検査の実施により求める職種・部署に適した人材なのかを見極めましょう。

当所ではY G 性格検査等により、情緒安定性や行動特性を知ることを推奨しています。対人コミュニケーションの苦手な営業職、ミスの多い事務職を採用するのは避けたいでしょうか?

◇書面で契約書をかわす

採用後の労働条件のうち契約期間、業務場所、業務内容、賃金、労働時間並びに退職等に関する事項は、労働基準法第15条で書面明示が定められています。また、義務ではありませんが休職や賞与、退職金などについても書面で確認しあうことが、誤解から生じる労働紛争を未然に防ぐことにもつながるでしょう。

● 労働条件通知書を作成し、十分に説明するよう法律で定められた事項以外でも重要な事項は、書面を交わすようにしましょう。

「言つた、言わない、聞いてない」というトラブルが多いのも労働紛争の特徴です。

◇ まず自社の経営理念を教育する

せつかく良い人材を採用できたとしても、見ている方向・進む方向が違っていれば、長い雇用期間の中ミスマッチが生じてしまいます。自社の存在価値はどこにあるのか(経営理念・経営目的)、どこを目指しているのか(経営目標)進むべき方向を示すことが大切です。

● 会社、経営者、労働者のベクトルをあわせましょう。

● 技術知識よりも先に、仕事に対する心構えと、感度(態度)を磨きましょう。

◇ 実態に即した就業規則をつくる

書籍やインターネットなどでは、「就業規則を作つて労働紛争のリスクを下げる」と、書かれた記事をみかけますが、果たして本当でしょうか? 答えは半分YES、半分NOです。自社の就労実態に合わない就業規則や、できない事を羅列している就業規則は大きなリスクを抱えています。かえつて無い方が良いくらいです。自社の就業規則を見直す際の参考までに、よく見られる就業規則の問題点を記します。

● 他社の就業規則(インターネットの雑形等)の会社名を変えてそのまま使つていい。

友人の会社から就業規則のデータをもらい社名だけ変えて使つていい例をよく見かけます。業種・規模・企業風土・経営者の考え方・社員の特徴は各社各様です。自社にあつた運用しやすい就業規則を作るべきです。

● 古い就業規則をそのまま使つていい。

会社創業当初の就業規則がそのまま残つていて、法改正に全く対応していない事もしばしば見受けられます。また先代経営者の時代に作成された忘れられた就業規則が、何十年も使っていない金庫から見つかったケースもあります。

● 実態のない給与・退職金が記載されている

役職手当、扶養手当、住宅手当等や退職金が就業規則に記載されているにもかかわらず、支払われていないケースも頻繁に見かけます。記載されていることは、労使間の約束です。約束は守らなくてはなりません。できないのであれば約束自体を見直さなければなりません。(就業規則の不利益変更に際しては、労働者の既得権を守り、期待権に配慮すること、十分説明し同意を得ることが必要です。)

● 賞与を定率支給することになつていい。

「賞与は年2回、基本給の4カ月分を支給する。」等の様に記載されている企業もあります。

この組織では、このような労働紛争が発生しました。

【使用者】今期は業績が良くないから賞与は支払わない。

【労働者】給与規程に4カ月分支払うと書いているから、支払つてもらつ。

この争いは半年間解決せず、結局労働者の要求通り支払うこととなり、次の年、給与規程に次の一文が加わりました。(当然、労使同意の上の変更です。)

「賞与は年2回、基本給の4カ月分を支給する。ただし、会社の業績ならびに社員の人事評価により、減額または支給しないことがある。」

●休職期間が長く、給与が保証されている。

私傷病による休職期間が非常に長く、その間の給与を保証している就業規則もしばしば見受けられます。長すぎる休職期間や過剰な賃金保証は、会社の体力だけでなく労働者の勤労意欲も削いでしまいます。適正な規定が求められます。

自社の実態に合っていない就業規則、できないことを規定している就業規則は、その存在 자체が必要なだけ規定したシンプルな就業規則の整備が求められます。その際に最も留意する点は、想定されるリスクに現実的な対応ができるかどうか、要するに「使える就業規則を整備することです。

◇退職時の対応に配慮する。

退職の前後も労働紛争が多く発生します。たとえ自己都合退職であっても安心はできません。退職者のこれまでの勤労に感謝し、適正な手続きを行なうことで労働紛争の発生を未然に防ぎましょう。

●正しい離職理由で退職届を提出してもらいましょう。

失業給付の待機期間の差から、「退職理由を解雇にして欲しい」と申し出でてくる人がいますが、要望に応えてはなりません。失業給付の不正受給に加担した詐欺行為となってしまいます。また後に不当解雇と訴えられることにもなりかねません。退職時は、労使共に少なからず感情的になります。退職者は仕事をやめる大きな不安を抱えています。この不安が不満とならぬよう、経営者の少しの気配りが労働紛争を防ぎます。

◇自社の不適合箇所を是正する。

採用、教育、就業規則ならびに退職時の適正な対応が労総紛争を防ぐポイントであることは、述べきましたが、自社の労務管理に不適合があれば、どれだけ工夫をしても意味がありません。また労働紛争が発生した場合の経済的な負担も多くなります。

自社の現状に不適合がないか、十分確認をしましょう。

《不適合箇所の確認ポイント》

- 労働時間管理
- 残業割増賃金の支払い
- 年次有給休暇

労総紛争が起こりにくい組織

採用時

- 厳しく吟味し見極める
- 書面で契約
- 初期教育は手抜きせず

雇用期間

- 挑戦させ退屈させない
- 正しい労働時間管理・賃金支給
- 労使共に思いやりがいがある

退職時

- 感謝の気持ちでお疲れ様
- 手続きは抜かりなく

労総紛争が起こりやすい組織

採用時

- 歓迎し大雑把に
- 契約は口約束
- 心の教育よりも成果重視

雇用期間

- 仕事がマンネリ、成果に厳しい
- 労働時間管理、賃金支給に問題有
- 労使共に自己中心的

退職時

- 辞めるものには興味なし
- 最後に厳しくとどめをさす
- 面倒な手続きはおざなりに

最高になりますが、労働紛争の本質は労使の考え方の相違による感情のもつれです。こじれてからでは元通りに戻すのは難しいでしょう。未然に防ぐコツは、結局のところ相手の立場に少しだけ歩み寄る姿勢です。この配慮とバランスこそが肝要です。今日から従業員に少しだけ歩み寄り、觀察し声掛けをしてみては如何でしょうか？

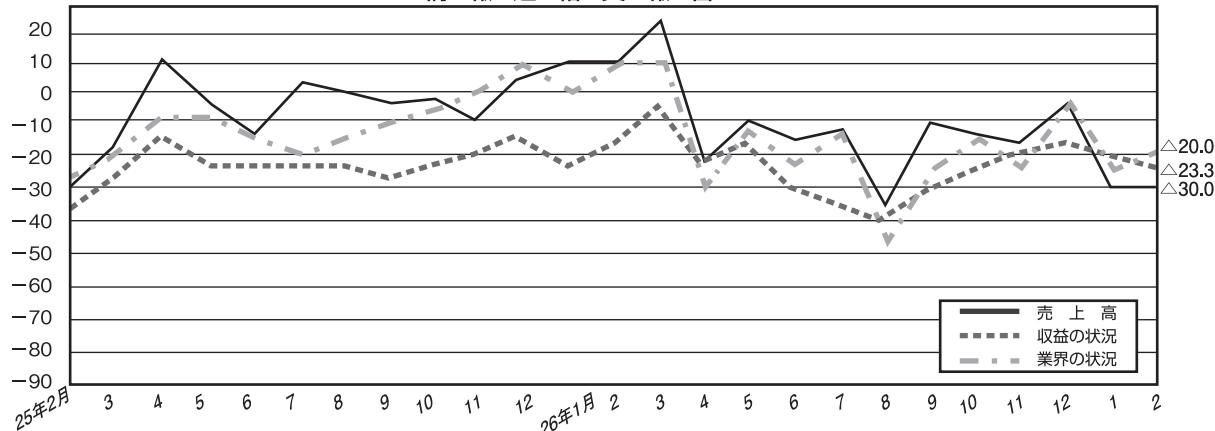
予期せぬ労働紛争の当事者にならないためにも！！

情報連絡員報告を中心とした 県内各業界別の動向

2015年2月

DI(景気動向指数)

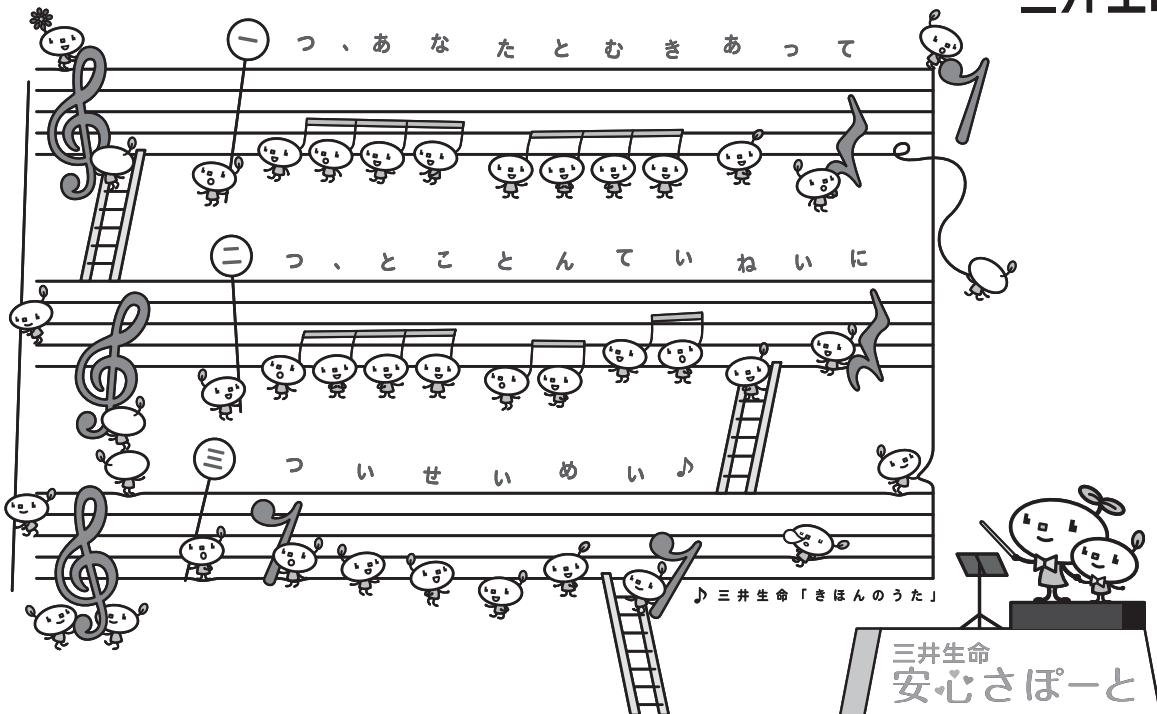
情報連絡員報告 (平成27年2月)



	印刷 昨年2月より消費増税駆込み需要有り。昨対は減少。官公庁需要、統一地方選挙需要はますますだが一般印刷物は厳しい。数字的には一昨年と同等の感。		食品団地 2月度商況は昨年並みであった。重油、ガス、ガソリン類の値下がりが収益面の下支えとなつたが、今後の動向には注意を要す。全国的な食品への異物混入問題から、工場の衛生管理、検知装置等、工場施設の改修といった投資の必要性が生じている。
	生コンクリート製造 出荷数量は前年同月より大幅減。高知市及び隣接地区の市況乱れは相変わらずで低迷している。		酒類製造 引き続き県内出荷量が苦戦。値上げ時期の影響で企業間の格差が出た。
	機械団地 関係業界の好転基調に沿い、団地内企業の景況も徐々に上向く傾向にある。また、熟練技術者の確保に苦慮する等、人手不足感が強くなっている。		水産食料品製造 売上は多くは前年並みに推移しているが、県外売りのある業者の売りが貢献し、売上を伸ばした。今、土産物業界の状況がたいへん厳しく、県内売りだけでは現状維持が精一杯のようだ。これは量販店も同様である。
	刃物製造 前月と同様、売上は減少。地方の小売店の売上減少が目立つ。量販店においても売り上げは上がっていない。厳しい状況が続いている。また、昨年は価格改定や消費税増率の関係で2月、3月の売上が上がっていることもあり、前年対比は悪くなっている。消費者の購買意欲も低下傾向。		外衣・シャツ製造 繁忙期であるが、受注量は昨年同時期に比べて減少している。相変わらず「短納期」を強いられ、時間外労働手当を払って操業しなければ生産が追いつかない。繁忙期で売上も増えれる時期であるのに、利益につなげられず、経営は非常に厳しくなっている。景気好転など全く考えられない。
	船舶製造 引き続き操業度は高い水準で推移している。		木製品素材生産 2月の入荷量はスギ・ヒノキともに1割減。価格についてはスギ・ヒノキともに横ばい。
	珊瑚装飾品製造 製品会は年に一度の大会が開催された。大会取引きは前年同月比より150パーセントの取引であった。地域の情報としては、4年ぶりに第39回「土佐さんごまつり名作コンテスト」が開催された。予想以上に県内外からの来場者があり、高知の地場産品である珊瑚のPRができた。		製材 原材料は不足気味で、値上がり状態の様であるが、製品の価格に大きな変動なく、業界全体に亘り市状は低迷している。
	卸団地 ガソリン価格の低下はコスト削減につながっているものの、外食産業や観光面で低調な動きで、経済波及効果が乏しく景況は横ばい状態が続いている。		製紙 原材料の重油価格は安くなってきたが、主原料の輸入パルプ価格は、依然として高値の状態にあるので、非常に厳しい状態にある。花粉症の需要を期待している。

 <h3>商店街(四万十市)</h3> <p>2月は第2回四万十映画祭が開催された。天神橋商店街ではオープニングセレモニーも開催され賑わった。たくさんの映画が上映され、映画館のない四万十市では、沢山の方が映画を見に街中に集まつた。売上は昨年の駆け込み需要の影響で、昨年対比でみると相変わらず厳しい。</p>	 <h3>青果卸売</h3> <p>1月度のコメントと同様の概況である。組合員合計としては、前年同月を上回っているが、大きく伸びている一社を除けば、前年同月を上回る組合員と下回る組合員が各5社ずつとなっている。</p>
 <h3>旅館・ホテル</h3> <p>全国的に気温も低く厳しい天気が続いたが、高知は各種スポーツ団体のキャンプ等で賑わっていた。特に、龍馬マラソン開催については、宿泊は満室となった。</p>	 <h3>生鮮魚介卸売</h3> <p>前年同月と比べ取扱高が約一割の減少となった。毎月前年を下回り、なかなか景気が良くならない。市場での取引が毎年落ち込んでいる市場の役割を果たしていない(市場外流通が多くなっている)。</p>
 <h3>飲食店</h3> <p>先月とも変わらず厳しい。組合員拡充のために冊子「KISSA」を4000部製作した。全県下の飲食店に送り、喫茶組合員増を目指す。</p>	 <h3>各種小売(土佐市)</h3> <p>2月は厳しい月に変わらず。今年は毎年2月のイベントを年末にしたので余計に静かで寂しい。もう少し賑わいが欲しい。</p>
 <h3>旅行業</h3> <p>組合クーポン売上。前年対比82%、全旅クーポンを加味して88%。平成26年度総売り上げは、組合クーポン93%、全旅クーポンを加味して97%(前年対比)8月の天候不順による売り上げ減少を、秋の旅行シーズンだけでカバーできなかった。</p>	 <h3>各種小売(安芸市)</h3> <p>家具店の1階が改装中で4月から保育園になる。2月は阪神タイガース等がきていたが、商店街までは潤わなかった。</p>
 <h3>一般土木建築工事</h3> <p>平成27年2月分の公共用土木生コンは、対前年同月比81.0%、2月の公共土木工事は前年同月比金額で178.6%の水準で推移。年度末であるが来季にまたがる発注があり、3月、4月は手持ち工事は多いが作業員や技術者確保が厳しくなっている。</p>	 <h3>ガソリンスタンド</h3> <p>下落を続けてきた原油価格は、1月下旬より5週連続して値上がりし、この間のコスト上昇は、累計で約9円50銭の値上がり。下落を続けていたレギュラーガソリンの全国平均小売価格は1.90円値上がりとなつた。高知県の2月のレギュラーガソリン価格は140円台前半となつた。</p>
 <h3>電気工事</h3> <p>組合員の施工する電力引込線関連の工事量は前年同月比117.7%となった。平成26年7月以来の増加であり、この傾向が続くことを期待したい。</p>	 <h3>電気機械器具小売</h3> <p>2月は、全商品前年比マイナスで、全体として、前年比92%。特に、悪い商品は、白物家電、冷蔵庫、洗濯機など。前年の消費税駆け込みの反動もあると思う。</p>
 <h3>一般貨物自動車運送</h3> <p>主要事業の高速道路事業が制度改正により収益増となり、組合事業全体では前年比で増益となっているが、組合員にとっては負担増となっている。物量の減少やドライバー不足による影響か燃料販売は前年比マイナスで、軽油価格は2月に入つてほぼ横ばいとなり3月は値上げの見込み。</p>	 <h3>中古自動車小売</h3> <p>大きな変化なく低迷状況のまま推移している。明るい展望の日差しが見えない。</p>
 <h3>タクシー</h3> <p>【1車当たりの運送収入・輸送回数】 (前年比)収入:3.1%増、回数:2.1%増 (前月比)収入:17.8%減、回数:16.1%減 平成27年1月末、高知交通圏(高知市・いの町)に適正車両数が公表され、特定地域(減車の強制)の候補地域とされた。未定だが、6月頃までには決まるものと思われる。</p>	 <h3>商店街(高知市)</h3> <p>中央公園地下駐車場利用状況(前年比)。売上98.5% 利用台数98.5%。ダイエー跡の14階建て複合ビル「エントロ」は外観がほぼ立ち上がり、8月の完成に向け順調に工事が進んでいる。新図書館の工事は国の安全対策基準の強化に伴い、開館が平成29年7月と4カ月ほど遅れる模様。</p>
 <p>15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31</p> <p>COLOR ONDEMAND DIGITAL PRINTING</p> <p>TOSHIBA</p> <p>業界の現況は?</p> <p>印刷業界の過去の推移を見ると平成17年から19年までは増加傾向にありましたが、平成24年にかけて若干の減少傾向となり、平成25年には微増に転じましたが、伸び悩みを見せています。また、事業所数そのものも減少しています。高知県では、事業所数の減少はそれ程ではないものの、インターネットの普及や企業の広告宣伝費の縮小の影響を大きく受けています。</p> <p>ひとこと!</p> <p>長年、製造業として扱われてきた印刷業ですが、現在では、映画やDVD、ゲームなどと同じく、メディア・コンテンツ産業と位置付けられています。こうした中、組合では業界団体であるメリット等を活かした「共創ネットワーク」に着手し、業界別の動向では、こうした組合員各社の良さを利用し合いながら、ソリューションプロバイダへの進化に取り組んでいる印刷業界の動きもお伝えできればと考えております。</p>	 <p>情報連絡員さんの 横顔 百田俊夫さん (高知県印刷工業組合)</p>

だいじにします。保険のきほん。



三井生命保険株式会社

〒135-8222 東京都江東区青海1-1-20 TEL:03-6831-8000(大代表) <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

中央会実施共済制度一覧

- ・特定退職金共済制度…従業員の退職金準備
- ・オーナーズプラン…役員の慰労金・弔慰金準備
- ・パートナーズプラン…従業員の保障(個人加入)
- ・J プラン(業務災害補償)…業務上はもちろん、通勤途上のケガ・災害を補償

※ご加入の際には、該当のパンフレットおよび高知県中央会の「退職金共済規程」にて詳細を必ずご確認ください。

【制度実施団体】

**高知県
中小企業団体中央会**

〒781-5101
高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4F
TEL (088) 845-8870
FAX (088) 845-2434

【特定退職金共済制度引受保険会社】

三井生命保険株式会社

【オーナーズプラン・パートナーズプランのお問い合わせ】

三井生命保険株式会社 高知営業部

〒780-0053 高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2F
TEL (088) 882-3402

【傷害保険(J プラン)引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店：三井生命保険株式会社

※三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

B-26-1070(H26.4)

使用期限H27.3

三井-KB-26-77

制作・発行

つな
人を継ぎ、組織を育む

高知県中小企業団体中央会

<http://www.kbiz.or.jp>

〒781-5101 高知市布師田3992-2 中小企業会館4階
TEL 088-845-8870 IP電話 050-3537-1702 FAX 088-845-2434
E-mail info@kbiz.or.jp